

○中之条町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成12年3月17日告示第7号

**改正**

平成13年3月30日告示第14号

平成15年3月31日告示第35号

平成16年3月29日告示第37号

平成17年3月31日告示第37号

平成19年3月30日告示第45号

平成20年3月19日告示第77号

平成22年3月3日告示第15号

平成25年3月25日告示第21号

平成27年3月13日告示第8号

令和2年3月19日告示第18号

中之条町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中之条町は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、別表1に掲げる地域において、処理対象人員10人以下の浄化槽を新規に設置する者（以下「新設」という。）及び単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）からの付け替え（以下「転換」という。）により設置する者とする。

2 補助の対象とする浄化槽は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg／リットル（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合するもので、かつ、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもの

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売若しくは貸家の目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者（以下「建築者」という。）  
ただし、居住の目的で当該住宅を購入し、維持管理する者は、事前に建築者がその設置する浄化槽について、補助対象となる浄化槽であることを町長に確認済みである場合に限り、建築者に代わり補助金の申請の対象者となることができる。
- (3) 住宅以外で浄化槽を設置しようとする者（併用住宅（住宅兼店舗等のもの）及び行政区が管理する多目的集会施設は除く。）
- (4) 浄化槽を設置替えしようとする者
- (5) 公共事業に係る浄化槽及び単独処理浄化槽、くみ取り槽の補償を受けている者
- (6) 転換において単独処理浄化槽等を撤去又は雨水貯留槽に再利用できない者。ただし、撤去等により、住宅その他の建造物に重大な支障が生じる場合は、この限りではない。
- (7) 補助金交付申請を当該年度2月末日までに提出できない者
- (8) 実績報告を当該年度3月末日までに提出できない者  
(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄又は第3欄に定める額を限度とする。

また、転換により浄化槽を設置する者は、宅内配管工事費に対し加算するものとし、その限度額は、別表2の第4欄に定める額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更承認申請書)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は前

条の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業完了後速やかに実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- （2） 浄化槽法第7条検査依頼書の写し
- （3） 工事写真
- （4） 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換の場合）
- （5） 単独処理浄化槽等の状況写真（転換の場合）
- （6） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 補助金の額の確定は、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第6号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取り消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金を受けたとき
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において

確認する。

- 2 補助申請者は浄化槽の処理対象人員が、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-200）」の2ただし書に基づき、住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことを十分に理解し、実情に合った処理対象人員の浄化槽を選定しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日告示第14号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日告示第35号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日告示第37号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第37号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第45号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日告示第77号）

この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

附 則（平成22年3月3日告示第15号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第21号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日告示第8号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第18号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

要綱第3条に規定する地域は、次の地域とする。

町内全域（ただし、四万・沢渡・横尾特定環境保全公共下水道認可区域並びに中之条公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域、浄化槽市町村整備推進事業区域の地域を除く。）

別表2（第4条関係）

1 人槽区分	2 新設の限度額	3 転換の限度額	4 宅内配管工事費補助に対する 加算限度額	
			(単独浄化槽からの 転換の場合)	(くみ取り槽からの 転換の場合)
5人槽	196,000円	279,000円	300,000円	100,000円
6～7人槽	252,000円	360,000円	300,000円	100,000円
8～10人槽	334,000円	477,000円	300,000円	100,000円

備考

- 1 宅内配管費に対する加算補助金の算定は、宅内配管工事費を3で除した額に（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）3を乗じた額とする。
- 2 くみ取り槽からの転換の場合は、宅内配管工事費を3で除した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

様式（省略）